

令和8年度障害福祉サービス事業者集団指導

在宅支援の運営要件及び適正化について

監査指導課

在宅でのサービス利用による支援について

- ・就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、要件に該当する場合に、認められている。

- 在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。

・その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経たうえで、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮したうえで、提出できるようにしておくことが望ましい。

運営要件

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1 日 2 回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じて、1 日 2 回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者や作業活動、訓練等を行ううえで、疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間に1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用回数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われる場合カによる通所に置き換えて差し支えない。

注意点

- 生産活動と称して、eスポーツや植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されます。

- 具体的な生産活動の場面があるか
- 当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか
- それにより安定した生産活動収入を得ることができるか
- 地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか
- 生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）
- 業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過少に設定されていないか）